千歳国際・友好都市交流協会
『海外派遣研修事業助成要綱』

（目的）

第１条　この要綱は、千歳市内の団体が実施する海外派遣研修事業等に青少年が参加する場合において、千歳国際・友好都市交流協会がその参加費の助成を行うことにより、国際理解を深め、国際化に対応した人材の育成を図るとともに、千歳市の国際化を推進することを目的とする。

（助成対象団体）

第２条　助成の対象となる団体は、目的、組織及び代表者等運営について定めた会則等を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　国際交流団体又は学校

(2)　海外派遣研修事業等を実施しようとする市民組織又はボランティア組織

(3)　その他千歳国際・友好都市交流協会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

（助成の対象範囲）

第３条　前条の団体が実施する海外派遣研修事業等に参加する者（以下「研修参加者」という。）のうち、助成の対象とする範囲及び経費は、次に掲げるものとする。

(1)　千歳市内に住所を有し、かつ、千歳市内の学校に通学する小学生、中学生及び高校生及びその引率者。

(2)　研修参加者の自己負担額（宿泊費、旅費交通費等）が 10 万円を超える場合の参加費。

（助成対象事業）

第４条　助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1)　学校間交流による訪問事業

(2)　教育、芸術･文化及びスポーツ等を通じた交流を目的とする訪問事業

(3)　国際理解、国際協力及び国際支援を目的とする訪問事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は助成の対象とはならない。

(1)　営利を目的とする事業

(2)　政治活動又は宗教活動に関する事業

(3)　法令に抵触し、又は公序良俗に反する事業

(4)　その他この要綱の目的と反すると認められる事業

（助成金）

第５条　助成金は、研修参加者１人につき３万円を限度とし、１事業における合計額の限度を５０万円として予算の範囲内で交付するものとし、１人当たりの助成額は、別表のとおりとする。

２　団体による申請は年１回までとする。

３　助成の対象となった者は、同一年度内において再度助成の対象となることはできない。過去３か年において助成の対象となった者もまた同様とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。

(1)　団体の住所及び名称

(2)　助成を受けようとする事業（以下「助成事業」という。）の目的及び申請の理由

(3)　助成事業の予定期日、その他助成事業の遂行に関する計画

(4)　交付を受けようとする参加者の住所、氏名及び参加費の算出基礎

(5)　その他会長が必要と認める事項

２　前項の申請書のほか、会長は、必要な書類の提出を求めることができる。

（助成の決定）

第７条　会長は、前条第１項の申請書を受理したときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その結果を助成金交付決定通知書により申請者に通知する。

（助成事業の変更等）

第８条　前条の規定により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、助成事業の内容等の変更が生じたことにより参加費を変更する場合は、速やかに変更承認申請書を会長に提出しなければならない。

（報告及び助成金の交付）

第９条　交付決定団体は、助成事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

２　助成金は、前項の規定による報告書の提出があった後、会長の指定する日に交付する。ただし、会長が必要があると認めるときは、概算額を交付することができる。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第１０条　会長は、交付決定団体が虚偽その他不正な行為により助成金の交付の決定を受け、又はその交付を受けたときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　会長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　助成事業を実施しないとき。

(2)　助成事業を中止し完了する見込みがないとき。

(3)　助成事業の内容を第８条の承認を受けないで変更したとき。

(4)　助成金を助成の目的以外に使用した等の不正が認められるとき。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は令和３年４月２０日から実施する。

別表１　助成要綱別表（海外派遣研修事業）

1. 対象経費

海外派遣研修事業参加者の参加費（自己負担額）が 10 万円を超える場合の参加費（宿泊費、旅費交通費等）

2. 参加費別助成額表

参 加 費（自己負担額）	助 成 額
100,000 円以上　～　120,000 円未満	10,000 円
120,000 円 〃　～　140,000 円 〃	12,000 円
140,000 円 〃　～　160,000 円 〃	14,000 円
160,000 円 〃　～　180,000 円 〃	16,000 円
180,000 円 〃　～　200,000 円 〃	18,000 円
200,000 円 〃　～　210,000 円 〃	20,000 円
210,000 円 〃　～　220,000 円 〃	21,000 円
220,000 円 〃　～　230,000 円 〃	22,000 円
230,000 円 〃　～　240,000 円 〃	23,000 円
240,000 円 〃　～　250,000 円 〃	24,000 円
250,000 円 〃　～　260,000 円 〃	25,000 円
260,000 円 〃　～　270,000 円 〃	26,000 円
270,000 円 〃　～　280,000 円 〃	27,000 円
280,000 円 〃　～　290,000 円 〃	28,000 円
290,000 円 〃　～　300,000 円 〃	29,000 円
300,000 円以上	30,000 円

3. 特記事項

（1）団体に対する助成額の合計が 1 事業 50 万円を超える場合については、一人あたりの助成額を調整する。